

総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」第二次取りまとめ(案)に対する意見

<第1部 新たな時代の公共放送>

| ページ<br>番号 | 章                         | 項目         | 意見  |
|-----------|---------------------------|------------|---|
| 7         | 第2章「新たな時代の公共放送に向けた対応の方向性」 | 1. 基本的な考え方 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 当連盟はかねてよりNHKテレビ放送のインターネット常時同時配信(以下、常時同時配信)について、まずNHKが具体的な実施計画(サービス規模、コスト、財源など)を示したうえで、受信料制度との整合性やインターネット空間でNHKが果たそうとする公共的役割を国民・視聴者に説明し理解を得ることが必要である、と述べてきました。</li> <li>● 公共放送のあり方については平成28年9月の「放送を巡る諸課題に関する検討会」第一次取りまとめで提言された「NHKの業務・受信料・経営の在り方は、相互に密接不可分なものであり、一体的に改革を進めていくことが必要である」とする“三位一体改革”に賛同の意を表明してきました。独占的な受信料収入で成り立つ特殊法人のNHKは国民・視聴者の目線に立ってコスト意識の徹底を図るとともに、公共放送の目的・使命に照らして業務の必要性や適正性を常に精査し、民間事業と競合しないよう節度をもって抑制的に事業を運営する必要があります。</li> <li>● 本取りまとめ案がNHKの常時同時配信に一定の合理性があるとしつつ、当連盟が求めてきた、インターネット活用業務が適切に実施されるための措置やNHKのガバナンス改革の具体化と実行、既存業務を含む業務全体、受信料の体系・水準の見直しが条件・前提であるという基本的な考え方を示したことを評価します。</li> <li>● 総務省の今後の検討においては放送番組編集の自由を制約しないことを前提として、NHKのインターネット活用業務の事後チェックのあり方などを検討することが望ましいと考えます。</li> <li>● NHKにおいては“三位一体改革”の具体的な施策と実現に向けたロードマップを早期に明らかにすることが望ましいと考えます。公共放送NHKのあり方に関わる1つ1つの論点を別々に論じるのでは、全体を見誤りかねません。①常時同時配信の具体的な実施計画、②衛星放送メディア数の見直し策、③二元体制の維持、発展のための取り組み、④適正と考える受信料水準、⑤公平負担徹底の推進策、⑥子会社、関連会社の統合・再編策、⑦コンプライアンスの徹底策など、現時点で想定されるすべ</li> </ul> |

|    |                           |  |   |
|----|---------------------------|--|---|
|    |                           |  | ての課題について、まずはNHK自身が考え方を示す必要があると考えます。   |
| 11 | 第2章「新たな時代の公共放送に向けた対応の方向性」 | 2. NHKのインターネット活用業務のあり方の見直し<br>(1) インターネット同時配信のニーズ・必要性  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● NHKの常時同時配信を「放送の補完」と位置付けることは極めて重要であると考えます。NHKは放送を目的とする特殊法人であり、こうした枠組みを将来にわたり維持することがNHKの節度ある抑制的な事業運営の維持につながると考えます。</li> <li>● 「国民・視聴者の理解が得られること」をNHKが常時同時配信を行う前提としている点は、当然とはいえ重要なことです。NHK自らが常時同時配信を含むインターネット活用業務の具体的な実施計画を示すことによって、はじめて国民・視聴者の理解醸成に向けた議論の環境が整うものと理解しています。</li> </ul>   |
| 13 | 第2章「新たな時代の公共放送に向けた対応の方向性」 | 2. NHKのインターネット活用業務のあり方の見直し<br>(2) NHKのインターネット同時配信の放送法上の位置付け及びNHKの目的・受信料制度の趣旨との関係等<br>エ. 対応の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● NHKがインターネット活用業務を拡大して常時同時配信を行うことは民間放送だけでなく新聞、ネット動画配信、通信などさまざまな業態の民間事業と競合する可能性を高めます。市場の競争を阻害することがないように、受信料財源で行うNHKのインターネット活用業務の実施費用に上限を設け、区分経理で厳格に管理する必要があると考えます。</li> <li>● インターネット活用業務が公共放送の目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されることを確保するため、その実施費用を「各年度の受信料収入の2.5%を上限とする」旨の方針は今後とも堅持することを要望します。常時同時配信の初期費用が一時的に嵩むとしても、放送のための受信料収入を財源にしていることと矛盾しない範囲に収めなければ、国民・視聴者の理解を得ることは到底できません。</li> <li>● NHKインターネット実施計画の位置付けや事後チェックの仕組みの見直しについては、広く国民・視聴者、関係事業者の意見がNHKのインターネット活用業務のあり方に反映されるよう、制度的な工夫を凝らすことが適切であると考えます。</li> </ul> |
| 14 | 第2章「新たな時代の公共放送に向けた対応の方向性」 | 2. NHKのインターネット活用業務のあり方の見直し<br>(3) 地域情報の提供の確保<br>エ. 対応の方向性                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 受信料を財源とするNHKの常時同時配信は「放送の補完」として行われることが前提であり、放送制度との整合性を確保することが欠かせません。NHKの地域放送義務を規定する放送法第81条に鑑み、本取りまとめ案が常時同時配信においても地域番組の提供を求め、地域制限を行うことの合理性を認めていることは妥当であると考えます。</li> </ul>  |
| 15 | 第2章「新たな時代の公共放送に向けた対応の方向性」 | 2. NHKのインターネット活用業務のあり方の見直し<br>(4) 他事業者との連携・協力等の確保<br>ウ. 対応の方向性                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 放送の公共的役割をよりいっそう充実させ国民・視聴者の利益の最大化を図るためには、放送の二元体制を維持、発展させる視座が欠かせません。そうした観点から本取りまとめ案がNHKに対し、先導的役割と他事業者との連携・協力を求めたことは極めて適切であると考えます。</li> <li>● NHKと民放事業者はこれまでも地デジの中継局整備やオリンピック放送といった「協調領域」にお</li> </ul>  |

|    |                           |   |   |
|----|---------------------------|---|---|
|    |                           |   | <p>いて協力し合い、効率的な事業運営を行ってきました。今後とも災害で送信設備等が損壊した場合の互助体制の構築などの「協調領域」において、NHKが放送界全体に資する先導的役割を果たすことを強く期待しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「NHKが常時同時配信により放送番組の配信を行うに当たっても、放送番組の配信等について、サービスやインフラなどの面において、他事業者と出来る限りの連携・協力を行うことは、NHKに求められるものである」との指摘は公共放送に期待される先導的役割を的確に指摘したものであり、そうした認識に賛同します。</li> <li>● テレビ放送のインターネット同時配信について、民放事業者は試験的にスポーツ中継などの同時配信に取り組み、技術面・運用面・事業面などの課題を検証していますが、「現時点で同時配信の事業性は見出し難い」との基本的な考え方に変わりはありません。民放事業者による同時配信は実施の可否を含め個別社の経営判断によるものであり、引き続き行政においては、その自主性を尊重していただくよう要望します。</li> </ul> |
| 21 | 第2章「新たな時代の公共放送に向けた対応の方向性」 | <p>3. 国民・視聴者の信頼を確保するためのNHKのガバナンス改革</p> <p>(1) コンプライアンスの確保<br/>ウ. 対応の方向性</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「公共放送であるNHKは、国民・視聴者の信頼を基盤とするものであるため、一般企業以上にコンプライアンスの確保が重要」との指摘は妥当なものであると考えます。NHK役員の経営責任の明確化や外部監査法人等の専門家による事後チェック体制の充実、不祥事防止のための抜本的な方策の検討は実効性とスピードが求められる喫緊の課題であると考えます。ただし、本取りまとめ案が指摘するとおり、そうした仕組みが報道機関であるNHKの経営に外部からの不当な干渉を招くことがないように、十分配慮することが欠かせません。</li> </ul>   |
| 22 | 第2章「新たな時代の公共放送に向けた対応の方向性」 | <p>3. 国民・視聴者の信頼を確保するためのNHKのガバナンス改革</p> <p>(2) 情報公開による透明性の確保<br/>ウ. 対応の方向性</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「NHKの業務は、実質的には子会社等も含めたNHKグループ全体で、基本的には受信料財源により実施されている」との指摘は公共放送NHKのあり方を検討する際に欠かせない視点であり、そうした認識に賛同します。地方公共団体や地元企業が発注するイベント・広報材の企画提案において、NHKの子会社や関連会社が民間事業者と競合する事案があり、地域社会における放送の二元体制の維持・発展の妨げになりかねないと危惧する声が上がっています。NHKグループの経営方針として、本体でできないことを子会社・関連会社が手掛けたり、子会社等の業績や利益を優先したりするような事業運営は厳に慎むべきであると考えます。</li> <li>● 当然のことながらNHK本体および子会社、関連会社などがインターネット活用業務などを通じて広告収入やそれに類した収入を得ることは将来的にも絶対にあってはなりません。NHKグループ全体の</li> </ul>   |

|    |                           |  |  |
|----|---------------------------|--|--|
|    |                           |  | 業務・財務の各種情報の透明性向上を図り、子会社、関連会社も含め民間事業の競争を阻害せず節度ある抑制的な事業運営を行うことが不可欠であると考えます。  |
| 25 | 第2章「新たな時代の公共放送に向けた対応の方向性」 | 3. 国民・視聴者の信頼を確保するためのNHKのガバナンス改革<br>(3) NHKの業務・受信料・NHKグループのガバナンス等についての適切な評価・レビュー等の確保<br>ウ. 対応の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本取りまとめ案がNHK業務の範囲と規模、受信料水準と国民・視聴者への還元策、NHKグループの適正なガバナンス確保といった公共放送のあり方の本質に関わる点について、「透明性のある形で議論が行われ、合理的なものとして納得感が得られる結論が示されているとは必ずしも言えない」と指摘していることを、NHKは深刻に受け止める必要があると考えます。まずはNHK自身がこれら論点の考え方を示し、広く国民・視聴者や関係事業者が公共放送のあり方を議論できる環境を整えることが何よりも大切であると考えます。</li> <li>● 国民・視聴者への還元策は公平負担の意義を十分理解してもらい納得して受信料を支払ってもらうためにも、受信料の値下げをはじめとする負担軽減に重きを置くことが望ましいと考えます。</li> <li>● 「受信料収入で運営される公共放送NHKの意思決定プロセスの透明性を確保する必要性」に関する指摘は適切であると考えます。受信料収入で運営されるNHKには、国民・視聴者や関係事業者の理解を得るための不断の努力が求められます。NHK経営計画の策定など、公共放送のあり方に関わる方針を検討する際は1か月以上の十分な期間を取った意見募集を行い、国民・視聴者や関係事業者の意見を広く聴取し、運営方針に反映するよう努めることが重要であると考えます。</li> </ul> |
| 26 | 第3章「今後の進め方」               | —  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● NHKは常時同時配信を2019年度から開始したいとの意向を示していますが、スケジュールありきで公共放送のあり方に関する議論を置き去りにすべきではありません。本取りまとめ案が実施時期を2019年度と明示していないことは、今般示された諸条件をクリアすることが前提である、という考えであると解釈しています。</li> <li>● 本取りまとめ案が常時同時配信の実施に当たってNHKに求めている数々の検討と取り組みはいずれも公共放送のあり方に関わる重要な事柄です。まずはNHK自身がこれら論点の考え方を示し、広く国民・視聴者や関係事業者が公共放送のあり方を議論できる環境を整えることが何よりも大切であると考えます。</li> </ul>  |

<第2部(1) 放送サービスの未来像を見据えた周波数の有効活用>

| ページ番号 | 章                                | 項目                                  | 意見   |
|-------|----------------------------------|-------------------------------------|--|
| 37    | 第2章<br>「検討の基本的視座について」            | 2. 放送が目指すべき方向性                      | ● 本取りまとめ案は産業振興の一面だけに偏らず放送の公共的役割から放送サービスの未来像を描こうとするものであり、極めて適切であると考えます。   |
| 48    | 第3章<br>「放送サービスの高度化・多様化」          | 3. 考え方                              | ● 本取りまとめ案にある「放送と通信の融合が進展する中で、新たな技術を取り入れつつ、基幹的な情報提供主体としての放送サービスが、多様化する視聴者のニーズに応じていく必要がある」との認識は当連盟も共通であり、民放事業者は自ら放送の未来像を描き、信頼されるメディアとしてこれからも国民・視聴者の期待に応えたいと考えています。民放連は本年7月に「放送の価値向上・未来像に関する民放連の施策」を策定し、具体的な検討を進めていくことにしています。   |
| 55    | 第4章<br>「放送の社会的役割」                | 3. 考え方                              | ● 平成29年11月の「規制改革推進会議」第2次答申を踏まえ専門的見地から検討を行った結果、地上テレビ放送は「信頼される基幹メディアとして、国民・視聴者に対するナショナル・ミニマムである情報提供機能を果たしてきた」と評価されたことは、妥当であると考えます。放送の未来像は産業振興の一面に偏ることなく、放送が現に担っている公共的な機能や役割を維持・発展させていくことが、国民・視聴者の利益に真に適うものと確信しています。  |
| 58    | 第5章<br>「放送を支えるネットワーク環境の構築」       | 1. 現状<br>(1) 地上基幹放送用周波数の有効活用        | ● 本取りまとめ案で詳述されているとおり、地上基幹放送用周波数(放送用、放送事業用)の帯域はそれぞれの目的や形態に応じてできる限り有効利用されており、今後とも縮減等の対象にはあたらないものと考えます。   |
| 67    | 第5章<br>「放送を支えるネットワーク環境の構築」       | 3. 考え方                              | ● 「放送は通信サービスで代替しうる」との指摘に対し丁寧な検証を重ね、費用対効果を考慮した持続可能な通信サービスのあり方や4K映像を安定視聴するためには優先制御による配信が前提になること、ブロードバンドの契約加入率は全国平均で約51%であり地域間で大きな格差があることなどから、「当面は放送波による伝送を中心とすることが現実的である」と結論付けた判断は合理的であり、そうした認識に賛同します。放送と通信の社会的役割は異なり、その長所を組み合わせることで有用なサービスを実現することが、国民・視聴者の利益に適うものと考えます。 |
| 74    | 第7章<br>「放送用周波数の有効活用に向けて<短期的な取組>」 | 1. 更なる周波数の有効活用に向けた技術的対応<br>(1) 地上放送 | ● 「新たな放送サービスの実現」「ホワイトスペースの一層の利用拡大」「更に効率的な周波数利用の実現」はいずれも地上基幹放送の高度化を図ることによって、電波の有効活用に資するものであると考えます。地上基幹放送は健全な民主主義社会の発展に寄与し、非常災害時にはライフラインとして国民の   |

|    |                                  |  |  |
|----|----------------------------------|--|--|
|    |                                  |  | <p>生命財産を守るという、極めて重い公共的役割を担っています。今般の技術試験によって現行の地上基幹放送の高度化を実現することは、国民・視聴者の利益に適うものと考えます。</p> <p>● 地上デジタルテレビ放送用周波数のさらなる共用については、日本の地上デジタルテレビ放送用周波数帯が米国などと比較して極めて稠密に利用され、すでにワイヤレスマイクやエリア放送との共用が行われていることに十分留意する必要があります。また周波数共用基準（干渉許容基準）の策定にあたっては、既存無線システムの重要性を踏まえ、共用する無線システムの普及予測や利用形態を適切に反映したうえで、関係事業者の意見を十分に聴取して、精緻な技術検討を行う必要があると考えます。</p> |
| 75 | 第7章<br>「放送用周波数の有効活用に向けて＜短期的な取組＞」 | <p>3. サービスの一層の多様化・高精細化、ネットとの本格連携の進展</p> <p>(1) コンテンツ産業の活性化に向けた取組</p> | <p>● 地域情報の海外発信で地方創生に寄与するためには、国による強力な支援が不可欠であり、引き続き、国の支援措置を継続・拡充いただくよう要望します。</p>  |
| 77 | 第7章<br>「放送用周波数の有効活用に向けて＜短期的な取組＞」 | <p>4. 地方を含む情報提供体制の確保</p> <p>(1) ローカル局の経営基盤強化に関する検討</p>               | <p>● ローカル局の経営基盤強化に関する国の支援制度については、地域事情や業態（ラジオ・テレビ）、事業規模の違いによって必要とする支援措置も異なるため、より多様な支援措置の強化・拡充を要望します。特に難聴・難視聴解消・放送ネットワークの強靱化・災害対策など、公共性の高い分野における支援をより一層強化されるよう要望します。</p>   |

<第2部(2) 衛星放送の未来像>

| ページ<br>番号 | 章                                       | 項目                 | 意見   |
|-----------|---|--------------------|--|
| 84        | 3. 効率的<br>利用の観点<br>からの右旋<br>帯域の有効<br>活用 | (2) 有効活用<br>の検証の基準 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● BS放送の右旋帯域の有効活用検証基準について、「東経110度CS放送と同様の一律12スロットによる高精細度テレビジョン(HD)放送の実施を求めることは適当ではない」としたうえで、「ある程度幅を持たせた柔軟なものとすることに留意すべき」との考え方に賛同します。</li> <li>● 同帯域はHD放送を行うことが有効利用の根幹であり、マルチ編成やデータ放送の有無などだけで狭義に有効活用のあり方を評価すれば、視聴者・契約者が求めるサービスと乖離しかねません。有効活用の検証基準は現状で放送事業者が実現しているサービスの質や放送事業者の意向、視聴者・契約者への影響などを十分にくみ取りながら慎重に検討するよう要望します。</li> </ul> |